2021年６月15日

各　　位

会　社　名　ポ　ー　ト　株　式　会　社
代 表 者 名　代表取締役社長　春　日　博　文
（コード番号：7047　東証マザーズ・福証Q-Board）
問い合わせ先　取 締 役 副 社 長　丸　山　侑　佑
TEL. 03-5937-6466

招集通知記載事項の一部訂正について

2021年６月９日に発送いたしました当社「第10期定時株主総会招集ご通知」及び「第10期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」について、一部訂正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正のご連絡をさせていただきます。

記

１．訂正の理由

当社連結子会社である株式会社ドアーズの買収時における売掛金について修正すべき事項が判明したため、連結貸借対照表におけるのれん及び売掛金の一部の会計処理方法に関して訂正させていただくものであります。

なお、今回の訂正による連結損益計算書への影響はございません。

２．訂正の内容

訂正後の全文を添付し、訂正箇所には下線 を付して表示しております。

以　上

証券コード　7047
2021年６月９日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ポ　ー　ト　株　式　会　社
代表取締役社長　　春　日　　博　文

第10期定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は、格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大している状況を踏まえまして、株主の皆様の感染リスクを避けるため、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2021年６月23日（水曜日）午後６時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては３頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

敬具

記

１．日　　時　2021年６月24日（木曜日）午後１時

２．場　　所　東京都新宿区新宿６丁目14番１号
新宿区立新宿文化センター　小ホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第10期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

議案　補欠監査役１名選任の件

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.theport.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

(1)事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」

(2)連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

(3)計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.theport.jp）に掲載させていただきます。

◎本定時株主総会において、お土産のご用意や懇親会の開催はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染症への対応について＞

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございます。

◎ご来場の株主様におかれましては、可能な限りマスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

◎当日は、議場受付前にて株主様の検温をさせていただき、37度以上の発熱が確認された場合は、ご入場を制限させていただく場合がございます。

◎株主総会に出席する役員、及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただく場合がございます。

◎今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、本総会の運営を変更する場合がございます。運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.theport.jp）に掲載させていただきます。

◎本総会の時間短縮のため、質疑応答に制限を設けさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

＜議決権行使についてのご案内＞

【郵送（書面）による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月23日（水曜日）午後６時30分必着でご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】
下記事項をご確認のうえ、2021年６月23日（水曜日）午後６時30分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

１．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（2）インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）インターネットによる議決権行使は、2021年６月23日（水曜日）の午後６時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記２．（１）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事　業　報　告

2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化しており、厳しい経済状況となっております。二度に渡る緊急事態宣言を経てもなお終息の見通しが立たないばかりか、第４波の到来も現実味を帯びてきていることから、今後も国内外の経済情勢に大きな影響を与えることが予想されます。

当社グループが属するインターネットメディア業界において、モバイルにおける運用型広告、動画広告の成長が続き、「インターネット広告費（媒体費＋制作費＋物販系ECプラットフォーム広告費)」は２兆2,290億円（前年比105.9%）と新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けつつも堅調に推移し、マスコミ四媒体広告費に匹敵する規模となりました（株式会社電通発表「2020年日本の広告費」)。

このような環境の中、当社グループにおいては、「世界中に、アタリマエとシアワセを。」というコーポレート・ミッションのもと、インターネットメディア事業を展開しております。

当社グループでは、就職系メディア「キャリアパーク！」、カードローン系メディア「マネット」等の主力メディアで培ったノウハウを活用した領域やジャンルの開発（横展開)、当該メディアにより獲得したユーザーの行動データを活用したリアルプロダクトやサービスの開発（縦展開）を積極的に推進しております。また、第２四半期連結会計期間においては株式会社ドアーズを完全子会社化し、「リフォーム領域」に参入するなど、M&Aを活用したさらなる事業成長にも取り組んでおります。

こうした施策の成果もあり、当連結会計年度の経営成績は、売上高4,704百万円と予想を上回ったものの、中期経営計画のとおり、中長期的な事業成長に向けた積極的な投資活動を実行していることから、営業損失66百万円、経常損失62百万円、親会社株主に帰属する当期純損失52百万円となりました。

なお、当社グループの事業セグメントはインターネットメディア事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

株式会社ドアーズの全株式取得対価として850百万円の借入れを実施しました。
また、運転資金として無担保社債750百万円を発行しました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

① 株式の取得又は処分の状況

会社名	株式の種類	取得株式数	出資比率	取得金額	取得年月日
就活会議株式会社	普通株式	5,892株	100%	850百万円	2020年7月1日
株式会社ドアーズ	普通株式	1株	100%	1,600百万円	2020年7月31日

② 新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

(特に優先度の高い対処すべき事業上及び財務上の課題)

① 認知度の向上とユーザー数の拡大

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

② M&Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資効果はもちろん、対象事業等の将来性や当社グループが運営するインターネットメディアとのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上に繋がるよう進めてまいります。

(その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

① 継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長を図るだけではなく、様々な新規事業の開発が重要であると考えております。

当社グループは、就職系メディア「キャリアパーク！」で構築したビジネスモデルを水平展開及び垂直展開させることで、事業を拡大してまいりました。今後も中長期の競争力確保に繋がる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、継続的に新規事業の開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

② ユーザーのアクセスログの蓄積、解析体制の強化

当社グループは、多くのユーザーのアクセスログを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのアクセスログに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層アクセスログを独自に解析する体制を強化してまいります。

③ 優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社グループのサービスの充実や拡大をするためのエンジニア等の専門職、サービスの販売を担当する営業人員の採用を適時行ってまいります。また、当社グループの経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

④　内部管理体制の強化

当社グループは、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

⑤　システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社グループの展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となります。当社グループは、これら対策の重要性を認識したうえで、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑥　技術革新や事業環境の変化への対応

当社グループの事業領域であるインターネット関連市場は、技術革新のスピードが速く、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードが速い環境となっております。

当社グループは、このような変化に対しても迅速に対応し、インターネットメディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

これらの対応を進める中では、就職、リフォーム、カードローンという人の生活にとってなくてはならない領域における多くのユーザー、多くのアクセスログを有することとなるため、解析をはじめとした技術革新を続けることは当社グループにとって必要不可欠であると考えます。

また、当連結会計年度末においても、新型コロナウイルス感染拡大により、先行きが不透明な状況が続いております。新型コロナウイルス感染症の収束時期や市場環境・社会ニーズの変化など、将来の当社グループの事業活動へ及ぼす影響についての不確定要素が多いことから、今後も動向を慎重に見極めつつ、事業環境の変化に適応した新しいビジネスの進め方、働き方を検討してまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別		2020年度 第10期
売上高	(百万円)	4,704
経常損失(△)	(百万円)	△62
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△52
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△4.70
総資産	(百万円)	6,378
純資産	(百万円)	2,078

(注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第９期（2020年３月期）以前については記載しておりません。
2. １株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別		2017年度 第７期	2018年度 第８期	2019年度 第９期	2020年度 第10期
売上高	(百万円)	1,931	3,039	4,103	3,921
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△136	517	708	211
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△137	549	382	211
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	△13.61	50.22	33.92	18.91
総資産	(百万円)	1,291	3,482	3,962	6,340
純資産	(百万円)	520	2,091	2,116	2,343

(注) 1. 当社は、2018年９月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。このため、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。
2. 第７期の数値については、会社法第436条第２項第１号に規定する会計監査人の監査を受けておりません。
3. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
就活会議株式会社	29百万円	100%	インターネットメディア事業
株式会社ドアーズ	100百万円	100%	インターネットメディア事業

(8) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	事業内容
インターネットメディア事業	(1) 就職系インターネットメディアサービス (2) リフォーム系インターネットメディアサービス (3) カードローン系インターネットメディアサービス

(9) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都新宿区
新宿サテライトオフィス	東京都新宿区
日南サテライトオフィス	宮崎県日南市

(10) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

従業員数	前会計年度末比増減
217名	58名増

（注）上記従業員数には、臨時従業員（アルバイト社員）の83名は含んでおりません。

（11）主要な借入先（2021年３月31日現在）

（単位:百万円）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,139
株式会社りそな銀行	675

（注）株式会社りそな銀行の借入金残高は社債（私募債）の未償還額であります。

（12）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　42,908,600株

（2）発行済株式の総数　　11,708,220株（自己株式数457,100株を含む）

（3）株主数　　6,194名

（4）大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
春日　博文	4,066	36.15
志野　文哉	717	6.37
丸山　侑佑	464	4.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	329	2.93
三菱UFJキャピタル５号投資事業有限責任組合	211	1.87
株式会社肥後銀行	203	1.81
株式会社SBI証券	200	1.77
楽天証券株式会社	171	1.52
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	158	1.41
西村　裕二	133	1.18

（注）当社は、自己株式を457千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	春日博文	CEO 株式会社ドアーズ　代表取締役
取締役副社長	丸山侑佑	COO 株式会社ドアーズ　取締役
取締役（社外）	馬渕邦美	株式会社マクアケ　社外取締役 株式会社リミックスポイント　社外取締役
常勤監査役（社外）	磯部寛	
監査役（社外）	樋口俊輔	税理士法人樋口税務事務所　代表社員 株式会社樋口会計事務所　代表取締役
監査役（社外）	橋本綾子 (成綾子)	東京神谷町綜合法律事務所

（注）１．取締役馬渕邦美氏は、社外取締役であります。

２．監査役磯部寛氏、樋口俊輔氏及び橋本綾子（成綾子）氏は、社外監査役であります。

３．監査役樋口俊輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．監査役橋本綾子（成綾子）氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．取締役馬渕邦美氏、監査役磯部寛氏、監査役樋口俊輔氏及び監査役橋本綾子（成綾子）氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定める独立役員であります。

６．取締役加藤広晃氏は、2020年６月26日開催の第９期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役及び監査役がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約は2022年２月に更新される予定です。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a)基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように報酬額を決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬を支給するものとしております。

(b)基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(c)金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の金額の決定に関する方針

取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会に原案を諮問して得た答申に従い、取締役会において決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年６月28日開催の第７期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分は年額80,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち、社外取締役は１名）です。

監査役の報酬限度額は、2016年１月18日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議によって決定しております。取締役会は、当該決定が適切に行われるよう、社外取締役を議長とする報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	38 (3)	38 (3)	—	—	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	6 (6)	6 (6)	—	—	3 (3)
合計	45	45	—	—	7

（注）１．取締役の報酬限度額は、2018年６月28日開催の第７期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分は年額80,000千円以内）と決議いただいております。
監査役の報酬限度額は、2016年１月18日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

２．上記の取締役の支給人数には、2020年６月26日開催の第９期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

⑤　当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	馬　渕　邦　美	当事業年度開催の取締役会21回中20回に出席しております。主に複数の事業会社における経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づく経営全般に対する監督や意見陳述を期待しておりましたが、取締役会において当該視点からの活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	磯　部　　寛	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席し、議案審議等に対し、複数社での経営管理や監査役の経験等、豊富な経験と幅広い見識から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	樋　口　俊　輔	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席し、議案審議等に対し、公認会計士としての専門的知見から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	橋　本　綾　子 (成　　綾　子)	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席し、議案審議等に対し、弁護士としての専門的知見から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(注) 有限責任監査法人トーマツは、2020年６月26日開催の第９期定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たに東陽監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第１項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性、継続した相当な監査状況及び報酬の水準を評価し、適当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

第10期事業年度につきましては、当社は成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等を当面の優先事項と捉え、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称及び住所
株式会社ドアーズ
東京都港区三田１－２－18

② 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額
1,612百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
6,340百万円

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,806**	**流動負債**	**1,957**
現金及び預金	2,661	買掛金	76
売掛金	819	短期借入金	50
前払費用	68	1年内償還予定の社債	150
その他	264	1年内返済予定の長期借入金	452
貸倒引当金	△7	未払金	1,029
固定資産	**2,548**	未払法人税等	14
有形固定資産	**59**	返金引当金	11
建物	38	その他	173
工具、器具及び備品	21	**固定負債**	**2,342**
無形固定資産	**2,306**	社債	525
のれん	1,877	長期借入金	1,341
その他	429	長期未払金	350
投資その他の資産	**181**	資産除去債務	28
投資有価証券	1	繰延税金負債	96
関係会社株式	9	**負債合計**	**4,299**
敷金	77	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	40	**株主資本**	**2,074**
その他	54	**資本金**	**827**
貸倒引当金	△1	**資本剰余金**	**768**
繰延資産	**24**	**利益剰余金**	**879**
繰延資産	24	**自己株式**	**△399**
		新株予約権	**4**
		純資産合計	**2,078**
資産合計	**6,378**	**負債及び純資産合計**	**6,378**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**4,704**
売上原価		**949**
売上総利益		**3,754**
販売費及び一般管理費		**3,821**
営業損失（△）		**△66**
営業外収益		
助成金収入	10	
受取手数料	36	
雑収入	21	
その他	5	**74**
営業外費用		
支払利息	16	
支払手数料	19	
支払報酬	27	
その他	7	**70**
経常損失（△）		**△62**
特別利益		
助成金収入	128	
その他	0	**129**
特別損失		
新型コロナウイルス感染症関連損失	120	
その他	3	**124**
税金等調整前当期純損失（△）		**△58**
法人税、住民税及び事業税	25	
法人税等調整額	△30	**△5**
当期純損失（△）		**△52**
非支配株主に帰属する当期純利益		**―**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△52**

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,268**	**流動負債**	**1,752**
現金及び預金	2,259	買掛金	76
売掛金	686	短期借入金	50
前払費用	56	1年内償還予定の社債	150
その他	265	1年内返済予定の長期借入金	452
固定資産	**3,048**	未払金	826
有形固定資産	**53**	未払費用	12
建物	35	未払法人税等	14
工具、器具及び備品	18	未払消費税等	7
無形固定資産	**240**	前受金	72
のれん	96	預り金	17
ソフトウエア	143	返金引当金	11
その他	0	その他	61
投資その他の資産	**2,754**	**固定負債**	**2,245**
投資有価証券	1	社債	525
関係会社株式	2,492	長期借入金	1,341
関係会社長期貸付金	100	長期未払金	350
敷金	72	資産除去債務	28
繰延税金資産	40	**負債合計**	**3,997**
その他	49	**(純資産の部)**	
貸倒引当金	△1	**株主資本**	**2,339**
繰延資産	**24**	**資本金**	**827**
株式交付費	1	**資本剰余金**	**768**
社債発行費	22	資本準備金	768
		利益剰余金	**1,143**
		その他利益剰余金	1,143
		繰越利益剰余金	1,143
		自己株式	**△399**
		新株予約権	**4**
		純資産合計	**2,343**
資産合計	**6,340**	**負債及び純資産合計**	**6,340**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**3,921**
売上原価		**946**
売上総利益		**2,975**
販売費及び一般管理費		**2,833**
営業利益		**142**
営業外収益		
助成金収入	10	
受取手数料	104	
雑収入	19	
その他	5	**140**
営業外費用		
支払利息	16	
支払手数料	19	
支払報酬	27	
その他	7	**70**
経常利益		**211**
特別利益		
助成金収入	128	
その他	0	**128**
特別損失		
新型コロナウイルス関連損失	120	
その他	3	**124**
税引前当期純利益		**215**
法人税、住民税及び事業税	26	
法人税等調整額	△22	**4**
当期純利益		**211**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月25日

ポート株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　桐山　武志　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　池田　宏章　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ポート株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

ポート株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　桐山　武志　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　池田　宏章　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ポート株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月25日

ポート株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　磯　部　寛 ㊞

監査役（社外監査役）　樋　口　俊　輔 ㊞

監査役（社外監査役）　橋　本　綾　子（成　綾　子） ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
吉田浩史 (1964年４月28日)	1987年４月	株式会社両毛システムズ　入社 経理部マネージャー	２千株
	2000年10月	株式会社テイク・グッド・ケア　入社 経営企画室長	
	2000年11月	同社　取締役経営企画室長　就任	
	2003年９月	EAG株式会社　入社 管理部長	
	2008年１月	マーズ株式会社（現　グリーアドバタイジング株式会社）入社 管理部長	
	2010年６月	同社　取締役　就任	
	2012年１月	グリー株式会社　入社	
	2014年４月	株式会社ソーシャルリクルーティング（現　当社）入社 取締役経営管理部長　就任	
	2017年５月	当社内部監査室長	
	2020年４月	当社経営管理部長（現任）	

【補欠監査役候補者とした理由】
複数の要職で培われた幅広い見識を有しており、客観的に適切な監査を行っていただけると判断したため、候補者といたしました。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．吉田浩史氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

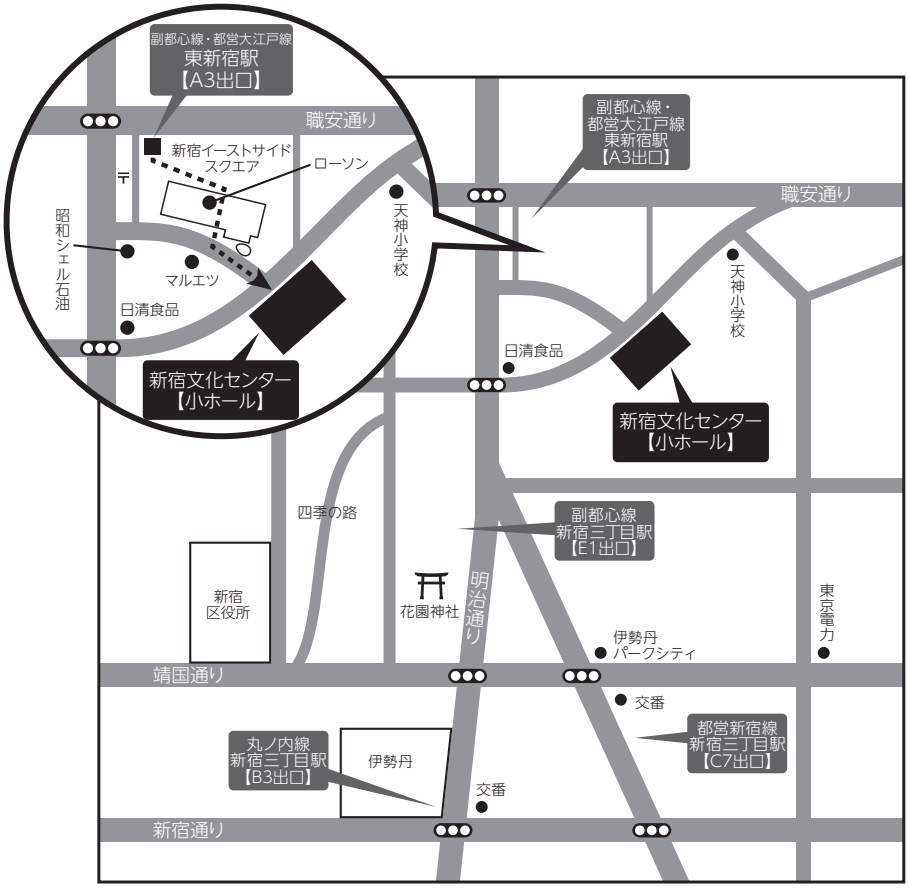
3．当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約は2022年２月に更新される予定です。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　東京都新宿区新宿６丁目14番１号
新宿区立新宿文化センター 小ホール



交通案内
●東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅……A3出口徒歩５分
●東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅……E1出口徒歩７分
●都営新宿線「新宿三丁目」駅……C7出口徒歩10分
●東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅……B3出口（伊勢丹前）徒歩11分

お願い　株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申しあげます。

2021年6月9日

株主各位

第10期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

・会社の新株予約権等に関する事項
・業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表
・株主資本等変動計算書
・個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.theport.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

ポート株式会社

証券コード：7047

会社の新株予約権等に関する事項（2021年３月31日現在）

１．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

第５回新株予約権

発行決議日		2017年７月18日
新株予約権の数		1,357個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　13,570株 （新株予約権１個につき10株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権１個当たり2,300円 （１株当たり230円）
権利行使期間		2019年７月19日から 2027年７月18日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,357個 目的となる株式数　13,570株 保有者数　１人
	社外取締役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人

（注）１．行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④ 新株予約権の１個を分割して行使することはできないものとする。

２．2018年９月３日開催の取締役会決議により、2018年９月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価値」が調整されております。

第５－②回新株予約権

発行決議日		2018年３月13日
新株予約権の数		18,966個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　189,660株 （新株予約権１個につき10株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権１個当たり2,300円 （１株当たり230円）
権利行使期間		2020年３月14日から 2028年３月13日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　18,966個 目的となる株式数　189,660株 保有者数　２人
	社外取締役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人

（注）１．行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下（ⅰ）から（ⅱ）までの期間ごとに、以下（ⅰ）から（ⅱ）に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（ⅰ）株式公開の日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して２年を経過した日以降に、割当数の２分の１を上限として行使することができる。

（ⅱ）権利行使開始日から起算して３年を経過した日からは、割当数の全てを行使することができる。

③　新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④　新株予約権の１個を分割して行使することはできないものとする。

２．2018年９月３日開催の取締役会決議により、2018年９月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価値」が調整されております。

第６回新株予約権

発行決議日		2019年８月９日
新株予約権の数		5,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　580,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり700円 （１株当たり７円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権１個当たり93,800円 （１株当たり938円）
権利行使期間		2022年７月１日から 2024年８月25日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　5,780個 目的となる株式数　578,000株 保有者数　２人
	社外取締役	新株予約権の数　20個 目的となる株式数　2,000株 保有者数　１人
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人

（注）行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年３月期から2024年３月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の売上高が60億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。なお、売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、割当日から2021年３月31日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。2021年４月１日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

第７回新株予約権

発行決議日		2021年１月26日
新株予約権の数		1,128個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　112,800株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり100円 (１株当たり１円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権１個当たり62,500円 (１株当たり625円)
権利行使期間		2023年５月15日から 2024年５月14日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　1,080個 目的となる株式数　108,000株 保有者数　２人
	社外取締役	新株予約権の数　48個 目的となる株式数　4,800株 保有者数　１人
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人

（注）行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（ⅰ）乃至（ⅲ）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（ⅰ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。

（ⅱ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

（ⅲ）割当日から満期日までの期間のいずれかの時点において、当社の時価総額が、600億円を上回っている場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

また当該時価総額は、次式によって算出される。

「時価総額」＝（当社の発行済普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

2．当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

第８回新株予約権

発行決議日		2021年１月26日
新株予約権の数		1,180個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　118,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり100円 （１株当たり１円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権１個当たり62,500円 （１株当たり625円）
権利行使期間		2023年５月15日から 2025年５月14日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　1,180個 目的となる株式数　118,000株 交付者数　14人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 交付者数　０人

（注）行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（ⅰ）及び（ⅱ）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（ⅰ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。

（ⅱ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

② 新株予約権者は、割当日から2022年７月１日までの期間において、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2022年７月２日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

第９回新株予約権

発行決議日		2021年１月26日
新株予約権の数		400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　40,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり100円 （１株当たり１円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権１個当たり62,500円 （１株当たり625円）
権利行使期間		2023年５月15日から 2025年５月14日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　400個 目的となる株式数　40,000株 交付者数　20人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 交付者数　０人

（注）行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（ⅰ）及び（ⅱ）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（ⅰ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。

（ⅱ）2023年３月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有し、かつ、割当日と同等以上の職位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

2018年４月17日開催の当社取締役会において、会社法第362条第４項第６号に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しました。

１．当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）取締役会を原則として毎月１回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。

（2）取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。

（3）取締役及び使用人は法令又は定款に関する違反が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

２．当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

（1）取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面又は電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。

（2）取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについては経営管理部が中心となり、代表取締役社長が統括する。

（2）不測の事態が発生した場合は代表取締役社長を対策責任者として、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。

（3）前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月１回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。

(2) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。

(3) 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 子会社の事業規模等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(2) 各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。

② 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) グループ全体のリスクについては各子会社の代表取締役社長及び当社の管理部門が中心となりリスクを管理し、当社代表取締役社長が統括する。

(2) 不測の事態が発生した場合の対策責任者については、各子会社の事業規模等を考慮の上、子会社ごとに取り決める。

③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。

④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席を通じて職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

(2) 各子会社も原則として当社の内部監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。

（2）監査役の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。

（3）監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。

7．当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

（1）監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

（2）取締役及び使用人は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

8．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対し、いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。

（2）前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

（1）監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。

（2）監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。

（2）監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1．当事業年度は取締役会を21回開催しております。経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

2．当事業年度は監査役会を12回開催しております。監査役会を通じて監査役相互の情報共有を図るほか、各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、各監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に三者ミーティングを行うなど連携を密にし、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

3．内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務の監査、内部統制監査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	**819**	**760**	**931**	**△399**	**2,111**
当期変動額					
新株の発行	7	7	—	—	15
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△52	—	△52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	**7**	**7**	**△52**	**—**	**△37**
2021年３月31日残高	**827**	**768**	**879**	**△399**	**2,074**

残高及び変動事由	新株予約権	純資産合計
2020年４月１日残高	**4**	**2,116**
当期変動額		
新株の発行	—	15
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	△52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0
当期変動額合計	**△0**	**△37**
2021年３月31日残高	**4**	**2,078**

連　結　注　記　表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の状況

連結子会社の数　　2社

連結子会社の名称　　株式会社ドアーズ

就活会議株式会社

（2）非連結子会社の状況

主要な非連結子会社はありません。

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

（2）持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの　…… 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…… 定率法

ただし、2016年４月１日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	３～10年

無 形 固 定 資 産…… 定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）
商標権	12年

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②返金引当金

人材紹介サービスにおける紹介手数料の将来の返金に備えるため、将来発生すると見込まれる返金見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

５～10年間の定額法で償却しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

1．のれん及び無形固定資産

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（百万円）

	当連結会計年度
のれん	1,877
無形固定資産（その他）	285

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは事業譲受及び子会社株式（以下、子会社株式等）の取得価額を決定するにあたり、当該事業または子会社の経営者が作成した事業計画に基づき予測される将来キャッシュ・フローを基礎とし、ディスカウントキャッシュ・フロー法等の評価モデルを用い算定しています。また、無形固定資産については、企業結合日に当社グループが識別可能と判断し、被取得企業から受け入れた無形固定資産の公正価値を超過収益等の評価モデルを用いて算定しており、子会社株式等の取得価額と無形固定資産評価額の配分差額をのれんとして識別しております。

のれん及び無形固定資産の評価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率および長期成長率並びにその効果が及ぶ期間等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　43百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の数
　普通株式　　11,708,220株

2．当連結会計年度の末日における自己株式の数
　普通株式　　457,100株

3．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
　普通株式　　523,330株
　（注）当連結会計年度末において権利行使期間の初日が到来していないもの及び権利が確定していないものを除いております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。敷金は当社グループが入居している事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等はそのほとんどが１年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に設備投資に必要な資金や運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長６年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください。)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,661	2,661	―
(2) 売掛金	819		
貸倒引当金（※）	△9		
	810	810	―
(3) 敷金	77	78	0
資　産　計	3,549	3,550	0
(1) 買掛金	76	76	―
(2) 短期借入金	50	50	―
(3) 未払金	1,029	1,029	―
(4) 未払法人税等	14	14	―
(5) 長期未払金	350	350	―
(6) 社債（１年内償還予定の社債含む)	675	652	△22
(7) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む)	1,793	1,738	△54
負　債　計	3,989	3,912	△77

（※） 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価は、合理的に見積もった支払予定時期に基づき算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく割引率で割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2)短期借入金、(3) 未払金、及び(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期未払金、(6)社債(１年内償還予定の社債含む)及び(7) 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	1
関係会社株式	9

(注) 上記は非上場株式であるため市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３） 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,661	―	―	―
売掛金	819	―	―	―
敷金(※)	―	78	―	―
合　　計	3,481	78	―	―

（※） 敷金は合理的に見積もった支払予定時期によっております。

（注４） 長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む。）	502	524	281	231	121	183
合　　計	502	524	281	231	121	183

（注５） 社債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
社債（１年内償還予定の社債含む。）	150	150	150	150	75	―
合　　計	150	150	150	150	75	―

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　184円38銭

１株当たり当期純損失　　4円70銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（企業結合等に関する注記）

取得による企業結合（就活会議株式会社）

当社は、2020年６月30日の取締役会において、就活会議株式会社の全株式を取得することを決議しました。当該決議に基づき同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年７月１日付で同社の全株式を取得いたしました。

１．企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　就活会議株式会社

事業内容　インターネットを媒体とした新卒就活生向け求人情報提供サービス

(2)企業結合を行った主な理由

就活対策サービスNo.1を目指し、就職活動生の求めるコンテンツの充実を図り、オンライン・オフライン双方のマルチチャンネルでの支援を通じて、新卒採用支援市場におけるシェアの拡大を実現し、業績を拡大していくためであります。

(3)企業結合日

2020年７月１日

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5)結合後企業の名称

変更はありません。

(6)取得した議決権比率

100％

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

２．当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年７月１日から2021年３月31日まで

３．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	850百万円
取得原価		850百万円

4．主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等　　21百万円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれんの金額

646百万円

なお、第２四半期連結会計期間から第３四半期連結会計期間においては、四半期連結財務諸表作成時点における入手可能な合理的情報に基づき、取得原価の配分について暫定的な会計処理を行っておりましたが、当第４四半期連結会計期間に確定しております。結果、暫定的に算定された金額から、のれんが140百万円減少しております。なお、のれんの減少の主な理由は、商標権が212百万円増加したこと、それに伴い繰延税金負債を71百万円計上したことによるものであります。

(2)発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3)償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却であります。

6．のれん以外の無形固定資産に配分された金額、種類別の内訳、加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
商標権	212百万円	12年

7．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	65百万円
資産合計	65百万円
流動負債	△2百万円
負債合計	△2百万円

8．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

連結会計年度における影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

取得による企業結合（株式会社ドアーズ）

当社は、2020年７月30日の取締役会において代表取締役社長へ決定の権限を一任することとしておりました株式会社ドアーズの完全子会社化について、2020年７月31日付で正式に決定いたしました。当該決議に基づき同日付で株式譲渡契約を締結し、同日付で同社の全株式を取得いたしました。

１．企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社ドアーズ

事業内容　外装塗装を中心とした集客メディア運営

(2)企業結合を行った主な理由

インターネットメディア運営を通じて、当社と株式会社ドアーズの強みを相互に活用し、インターネットによるマッチングを促進することで、リフォーム業界全体の健全化・効率化の実現を目指してまいります。その結果として当社グループの企業価値も高まっていくものと考えております。

(3)企業結合日

2020年７月31日(株式取得日)

2020年８月１日(みなし取得日)

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5)結合後企業の名称

変更はありません。

(6)取得した議決権比率

100％

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2．当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2020年８月１日から2021年３月31日まで

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,600百万円
取得原価		1,600百万円

4．主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用等　　12百万円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
(1)発生したのれんの金額
1,270百万円
なお、第２四半期連結会計期間から第３四半期連結会計期間においては、四半期連結財務諸表作成時点における入手可能な合理的情報に基づき、取得原価の配分について暫定的な会計処理を行っておりましたが、当第４四半期連結会計期間に確定しております。結果、暫定的に算定された金額から、のれんが60百万円減少しております。なお、のれんの減少の主な理由は、ソフトウエアが４百万円、顧客関連資産が87百万円増加したこと、それに伴い繰延税金負債を31百万円計上したことによるものであります。
(2)発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
(3)償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却であります。

6．のれん以外の無形固定資産に配分された金額、種類別の内訳、加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
ソフトウエア	４百万円	５年
顧客関連資産	87百万円	12年

7．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	390百万円
固定資産	22百万円
資産合計	412百万円
流動負債	142百万円
固定負債	1百万円
負債合計	143百万円

8．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	323百万円
営業損失	101百万円
経常損失	135百万円
税金等調整前当期純損失	138百万円
親会社株主に帰属する当期純損失	138百万円
1株当たり当期純損失	12円37銭

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(会計上の見積りの不確実性に関する注記)

当社グループでは、連結計算書類作成時において顧客等の外部からの入手可能な情報に基づき、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大・収束に関しては、その収束時期を予測するのは困難でありますが、翌連結会計年度以降も一定期間継続するものと仮定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大・収束に関して上記仮定と異なる状況となった場合には、翌連結会計年度以降の当社業績に影響を与える可能性があり、見積りの結果に影響を及ぼす可能性があります。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2020年４月１日残高	**819**	**760**	**760**	**931**	**931**	**△399**	**2,111**
当期変動額							
新株の発行	7	7	7	—	—	—	15
当期純利益	—	—	—	211	211	—	211
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	**7**	**7**	**7**	**211**	**211**	**—**	**227**
2021年３月31日残高	**827**	**768**	**768**	**1,143**	**1,143**	**△399**	**2,339**

残高及び変動事由	新株予約権	純資産合計
2020年４月１日残高	**4**	**2,116**
当期変動額		
新株の発行	—	15
当期純利益	—	211
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0
当期変動額合計	**△0**	**227**
2021年３月31日残高	**4**	**2,343**

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関 係 会 社 株 式…… 移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…… 定率法

ただし、2016年４月１日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

無 形 固 定 資 産…… 定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分） ５年（社内における利用可能期間）

3．重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返金引当金

人材紹介サービスにおける紹介手数料の将来の返金に備えるため、将来発生すると見込まれる返金見込額を計上しております。

4．のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法で償却しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払報酬」（前事業年度１百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「デリバティブ評価損」（当事業年度―百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」（当事業年度―百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

１．子会社株式の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

（百万円）

	当事業年度
子会社株式	2,483

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（1）の金額の算出方法は、連結注記表「（会計上の見積りに関する注記）１．のれん及び無形固定資産」に記載している子会社株式等の評価額の算出方法と同一であります。

子会社株式の評価額については、当該子会社の超過収益力を加味しておりますが、この超過収益力の算定にあたり用いられる将来キャッシュ・フロー、割引率および長期成長率並びにその効果が及ぶ期間等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　41百万円

2．関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権　100百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	6百万円
売上原価	-百万円
販売費及び一般管理費	-百万円
営業取引以外の取引高	67百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　457,100株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
資産調整勘定	66百万円
未収入金	11　〃
減損損失	21　〃
資産除去債務	8　〃
その他	13　〃
繰延税金資産小計	121百万円
評価性引当額	△78　〃
繰延税金資産合計	42百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1百万円
繰延税金負債合計	△1　〃
繰延税金資産純額	40百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

1．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合
子会社	就活会議㈱	東京都新宿区	29	インターネットメディア事業	(所有) 直接100.0%

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	就活会議㈱	役員の兼任,資金の貸付,管理業務の受託等	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	100
			管理業務の受託	61	受取手数料	—

2．役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	丸山　侑佑	(被所有) 直接4.12%	当社取締役	新株予約権の権利行使	11	—	—

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　207円89銭

１株当たり当期純利益　　18円91銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（企業結合等に関する注記）

連結注記表「(企業結合等に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

（会計上の見積りの不確実性に関する注記）

新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りの不確実性に関する注記につきましては、連結注記表「(会計上の見積りの不確実性に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。